第１欄	第　２　欄
（略）	（略）
養殖水産動物	ア～キ　（略） ク　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位（以下「めん山羊の部位」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。） ケ　牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。） コ　食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
（略）	（略）

３～５　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二日　　経済産業大臣　世耕　弘成

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令の一部を改正する省令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項の要件を定める省令（平成二十四年経済産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（産業復興機構の要件） **第二条**　法第五十九条第一項に規定する特定投資事業有限責任組合に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　［略］ 三　存続期間は、十年を超え、二十年以下であること。 四　［略］	（産業復興機構の要件） **第二条**　法第五十九条第一項に規定する特定投資事業有限責任組合に係る経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　［略］ 三　存続期間は、十年を超え、十五年以下であること。 四　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年四月二日から施行する。

第１欄	第　２　欄
（略）	（略）
養殖水産動物	ア～キ　（略） ク　牛、豚、馬又は家きんに由来する血粉又は血しようたん白（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第１項から第３項までの検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」という。）が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛血粉等」という。） ケ　牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白又は蒸製骨粉（牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。）であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済牛肉骨粉等」という。） コ　食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であつて、農林水産大臣が指定するもの
（略）	（略）

３～５　（略）